

禁忌品

異物に注意!

紙の原料にならない異物(禁忌品)が混ざっていると、紙を再生する妨げになります。分別時に以下のものが混ざらないよう気をつけてください。

混入すると困るもの (禁忌品)

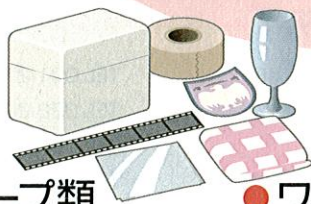
紙

- 粘着物の付いた封筒や圧着はがき (親展はがき)
- 防水加工紙 (紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など)
- 油紙 ● 金銀などの金属が箔押しされた紙
- 合成紙 (プラスチック製品で、正確には紙ではないもの。選挙の公示用ポスター・投票用紙など)
- 捺染紙 (アイロンプリント紙。主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使用される紙)
- 感熱性発泡紙 (加熱により発泡するインキが塗布された紙。主に点字関係で使用されるもの)
- 感熱紙 (ファックス用紙、レシートなど)
- 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙
- 感光紙 (青焼きコピー紙)
- 裏カーボン紙、ノーカーボン紙 (宅配便の複写伝票など)
- 複合素材の紙 (プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの)
- 臭いのついた紙 (石けんの個別包装紙、洗剤や線香の紙箱など)



紙以外

- 粘着テープ類
- ファイルの金具
- セロハン
- 発泡スチロール
- ガラス製品
- ワッペン類
- 金属クリップ類
- フィルム類
- プラスチック製品
- 布製品



禁忌品を混ぜないで!
回収前にチェックしよう。

